

久留米広域合併協議会（第2回）次第

開催日時：平成15年2月28日（金）

10時00分～

場 所：久留米商工会館 大ホール

1. 開 会

2. 報告事項

(1) 報告第4号 久留米広域合併協議会の会長の選任について

(2) 報告第5号 第1回協議会以降の協議会活動について

3. 協議事項

(1) 協 議 協議等に関する申し合わせについて

(2) 第6号議案 新市建設画作成の基本方針について

(3) 第7号議案 平成14年度久留米広域合併協議会補正予算(第1号)

4. そ の 他

5. 閉 会

久留米広域合併協議会(第2回)議案等

《報告事項》

- | | | | |
|-------|----------------------|---|------|
| 報告第4号 | 久留米広域合併協議会の会長の選任について | P | 1 |
| 報告第5号 | 第1回協議会以降の協議会活動について | P | 2, 3 |

《議案》

- | | | | |
|-------|---------------------------|---|---------|
| 協議 | 協議等に関する申し合わせについて | P | 4 ~ 7 |
| 第6号議案 | 新市建設計画作成の基本方針について | P | 8, 9 |
| 第7号議案 | 平成14年度久留米広域合併協議会補正予算(第1号) | P | 10 ~ 12 |

報告第4号

久留米広域合併協議会の会長の選任について

久留米広域合併協議会規約第6条第1項の規定に基づき、平成15年2月11日開催の首長会議において、久留米市長、田主丸町長、北野町長、城島町長及び三潴町長の互選の結果、次のとおり決定したので報告する。

会長 久留米市長 江藤 守國

平成15年2月28日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

報告第5号

第1回協議会以降の協議会活動について

第1回協議会以降の協議会活動について別紙のとおり報告する。

平成15年2月28日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

第1回協議会以降の協議会活動について

《合併協議会研修会》

2月 1日 合併協議会研修会 先進事例紹介（長崎市）
（協議会委員、各市町議員等） 合併に向けた取り組み（県）

《会議》

2月11日 1市4町首長会議 協議会会長互選等

2月20日 合併協議会幹事会（第2回） 会長選任の報告
協議等に関する申し合わせ
新市建設計画作成の基本方針案
補正予算 など

《専門部会、分科会活動》

2月 1日 専門部会合同発会式 正副部会長の選任・紹介
（部会長、副部会長等） 分科会設置と所管事務

2月14日 専門部会事務局説明会 部会、分科会の役割と運営
事業現況調査について

2月17日 新市建設計画策定会議 新市建設計画作成の基本方針案
（分科会委員） について

2月20日 4町事務説明会 事務事業現況調査について
～21日 （各町職員） 専門部会等とのかかわり

《事務局先進地調査》

1月27日 法定協議会調査 八代地域市町村合併協議会
～29日 長崎地域合併協議会

2月 6日 法定協議会調査 唐津・東松浦合併協議会

協 議

協議等に関する申し合わせについて

協議等に関する申し合わせについて、別紙のとおり承認を求める。

平成15年2月28日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

協議等に関する申し合わせについて

．一般的な申し合わせ

1．協議会の開催

協議会の開催は、毎月1回開催することを原則とする。

2．協議事項の提案について

(1) 計画的協議について

協議会の協議は、計画的な協議が可能となるように努める。

(2) 資料の事前配布について

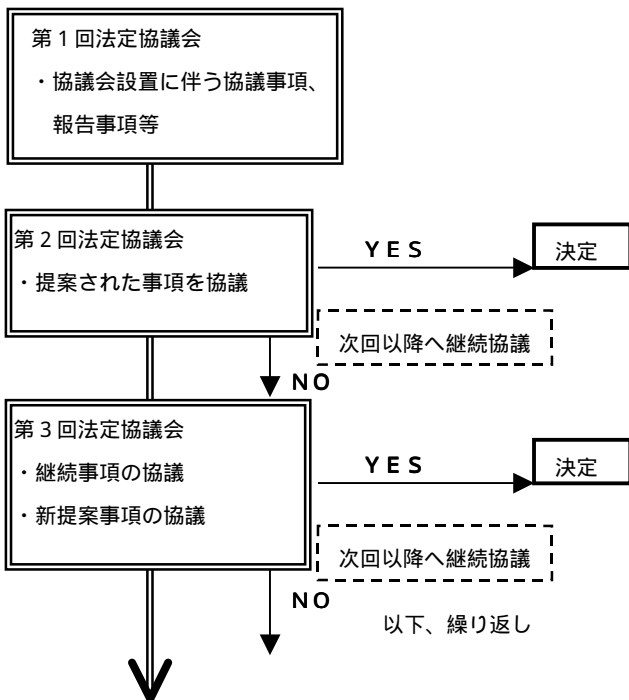
協議資料については、原則として、会議1週間前までに事前配布することとする。

(3) 合併協定項目（新市建設計画を除く）の事前提案について

合併協定項目（新市建設計画を除く）の協議については、原則として、まず協議会で説明を行ったのち、次回開催の協議会において、協議するものとする。

協議会の流れ

【新市建設計画及び一般協議事項】



【合併協定項目（新市建設計画を除く）】

会議	提案項目	協議項目
3回	3 提案	
4回	4 提案	3 協議
5回	5 提案	4 協議
6回		5 協議

(Note: Dotted boxes in the original image indicate continuation of items: 3回継続協議, 4回継続協議, 5回継続協議)

・ 合併協定項目について

1 合併協定項目とは

合併する市町は、新市の行財政運営における特に重要な事項について、確認のため合併協定書を作成します。この合併協定書に記載される項目が合併協定項目であり、以下の4つに分類されます。この合併協定項目は法的に定められているものではなく、地域事情等を勘案し、法定協議会で決定されます。

なお、合併特例法で作成が義務付けられている新市建設計画も合併協定項目の1つとして取り扱うことが一般的です。

(1) 基本的事項

合併に関する協議のうち最も重要で基本的な事項

合併の方式

合併の期日

新市町村の名称

新市町村の事務所の位置

財産の取扱い

(2) 合併特例法による協議事項

合併特例法において取扱いの特例が定められており、これらの特例措置について協議しておくべき事項

議会議員の定数・任期の取扱い

農業委員会委員の定数・任期の取扱い

地方税（不均一課税）の取扱い

一般職の職員の身分取扱い

地域審議会の取扱い

(3) その他必要な協議事項

多数の事務事業の中から住民への影響や政策的な要素を考慮しながら協議会が決定した事項。

なお、マニュアル等によると、使用料・手数料や町名・字名の取扱い等の自治体の運営に関する基本的な事項と、その他住民の関心が高く、日常生活に密接に関係する事務事業の一元化に係わる事項とに大きく分類される。

(4) 新市建設計画

合併市町村の建設を効果的に推進することを目的とした計画で、次の事項を定めたもの

合併市町村の建設の基本方針

合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項

公共的施設の統合整備に関する事項

合併市町村の財政計画

2 合併協定項目選定について

合併協定項目の選定については、次のような視点から行いたいと考える。

(1) 自治体の存立や運営に係わる基本的な事項

- ・ 基本的事項
- ・ 合併特例法による協議事項
- ・ その他必要な協議事項のうち、自治体の運営に関する基本的な事項

(2) 事務事業の一元化に係わる事項

- ・ 任意協議会での協議事項（懸案事項、24分野62項目の重要項目）
- ・ 住民の関心が高く、日常生活に密接に関係するもの
- ・ 各市・町の地域事情等によるもの

約 1,500 の事務事業は、合併協定項目に該当するものとその他の事務事業に分類される。その他の事務事業については、幹事会が決定した調整方針を協議会に報告し、承認を得るものとする。

(参考) 今後のスケジュール

第3回協議会 ・ 合併協定項目事務局案の提示

第4回協議会 ・ 合併協定項目の決定
 ・ 第5回協議会での協議項目の提案

第5回協議会
以降 ・ 合併協定項目の協議及び次回の協議項目の提案

第 6 号議案

新市建設計画作成の基本方針について

新市建設計画作成の基本方針を別紙のとおり定めることについて、承認を
求める。

平成 1 5 年 2 月 2 8 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

新市建設計画作成の基本方針

（新市建設計画とは）

合併特例法第3条により、合併協議会において「合併市町村の建設に関する基本的な計画の策定」を行うと定められています。

これに基づき、今後法定協議会において合併後のビジョンを示すものとして「新市建設計画」を作成していきます。なお、新市建設計画に基づいて国県の財政措置が講じられることとなっています。

また、合併特例法第5条の規定により定めるべき内容と目的は次のように定められています。

1．内容（法第5条第1項）

合併市町村の建設の基本方針

合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項

公共的施設の統合整備に関する事項

合併市町村の財政計画

2．目的（法第5条第2項）

市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならない。

以上の事柄を考慮しながら、本協議会において定める新市建設計画については、次の基本方針にもとづき作成していくものとします。

（建設計画作成の基本方針）

- 1．新市建設計画は、久留米広域合併任意協議会において作成された「久留米広域合併に関する新市まちづくり構想」の内容を基本に踏まえて作成していくものとする。
- 2．新市建設計画の対象とする期間は、「久留米広域合併に関する新市まちづくり構想」を踏まえ合併後10年間とする。
- 3．計画は単にハード面の整備だけでなく、ソフト面にも配慮した計画とする。
- 4．計画の内容は実現困難なものではなく、真に合併市町の建設に資する事業を選び、合理的で健全な行財政運営に裏付けられた計画とする。
- 5．新市の速やかな一体性の確立を図るための推進基盤となる計画とする。
- 6．新市建設計画がその実施を通じて地域全体のレベルアップを実現し、地域住民の生活水準・文化水準を高め地域の活性化に寄与する計画とする。

第 7 号議案

平成 14 年度 久留米広域合併協議会補正予算 (第 1 号)

平成 14 年度久留米広域合併協議会補正予算(第 1 号)を次のとおり定めることについて、承認を求める。

平成 14 年度久留米広域合併協議会の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 17,200 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26,003 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 1」による。

平成 15 年 2 月 28 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

平成14年度 久留米広域合併協議会歳入歳出補正予算(第1号)

《歳入》

款	項	予 算 額			補 正 の 内 訳			補正後の額
		補正前の額	補正額	補正後の額	節	金額	説明	
1.負担金	1.負担金	8,800	17,200	26,000				
		8,800	17,200	26,000	構成市町 協議会負担金	17,200	久留米市負担金 700 田主丸町負担金 4,000 北野町負担金 4,100 城島町負担金 4,200 三潯町負担金 4,200	6,000 5,000 5,000 5,000 5,000
2.手数料	1.手数料	1		1				
		1		1	手数料		複写等手数料	1
3.諸収入	1.預金利子	2		2				
		1		1	預金利子		預金利子	1
	2.雑入	1		1	雑入		雑入	1
歳入合計		8,803	17,200	26,003				

《歳出》

款	項	予 算 額			補 正 の 内 訳			補正後の額
		補正前の額	補正額	補正後の額	節	金額	説明	
1.運営費		2,836		2,836				
	1.会議費	1,403		1,403	報酬 報償費 旅費 需用費		協議会委員報酬 495 アドバイザー等謝金 29 費用弁償 79 消耗品費 30 食糧費 182 印刷製本費 90 傷害保険料 9 会議録作成 189 会場借上料 300	
	2.事務局費	1,433		1,433	旅費 需用費 役務費 使用料及び 賃借料 負担金、補助 及び交付金		旅費 400 消耗品費 148 燃料費 30 食糧費 60 印刷製本費 150 修繕料 100 通信運搬費 60 手数料 5 自動車借上料 240 有料道路利用料 30 機器等借上料 180 会議等出席負担金 30	
2.事業費		5,867	17,200	23,067				
	1.事業費	5,867	17,200	23,067	旅費 需用費 委託料 使用料及び 賃借料		費用弁償 1,103 旅費 84 消耗品費 350 410 食糧費 78 印刷製本費 2,200 3,360 広報紙配送 462 看板・ポスター等作成 1,350 3,350 ホームページ開設・更新 300 860 新市建設計画作成支援等 13,000 13,000 自動車借上料 300 有料道路利用料 60	
3.予備費		100		100				
	1.予備費	100		100				
歳出合計		8,803	17,200	26,003				

合併協議会の平成14年度補正予算について

《背景と理由》

今回の補正は、法定合併協議会を構成する市町村を対象に、1市町あたり上限500万円、1回限り各市町に交付されます。国の「合併準備補助金」(以下、補助金)につきまして、国が予算の補正を行い、平成14年度補助金の枠が大幅に拡大されました事に伴いまして急遽お願いするものです。

なお、協議会予算を補正する前提として各構成市町の歳入歳出予算を補正する必要がありますので、協議会事務局では、補助金の取扱い等について県地方課及び各構成市町と協議し、以下の点を考慮しながら、平成14年度補助金の追加内示のための所定の手続き及び各構成市町の予算手続きを各構成市町にお願いしたところです。

(合併準備補助金の状況)

- ・14年度分 ~ 補正分も含めて30億円の枠があり、交付決定の可能性は非常に高い。(内示済み)
- ・15年度分 ~ 当初10億円の枠があるが、今後全国的に法定協議会が設置される中、交付を受けることが困難になる可能性がある。

《補正の概要と経費負担》

協議会予算の補正としては、補助対象分25,000千円(5,000千円×5団体)を14年度で確保するため、15年度に予定していた事業の一部を前倒して予算措置するものです。

また、14年度予算の執行残額は、15年度予算に繰越金として計上し14年度・15年度の2カ年で補助対象分の執行を行う予定です。

なお、その際の各市町の経費負担につきましては、14年度・15年度の2カ年合計で整理するものとし、下表のとおり14年度は各市町とも補助金相当分の5,000千円(久留米市は、補助対象外経費分を含めて6,000千円)を協議会に拠出し、15年度の負担額で本来の負担割合(経費総額の30%を平等割、70%を人口割)となるよう調整します。

(単位：千円)

年度・区分	14年度			15年度 (繰越分除く)	合計	
	当初	補正	最終	当初(予定)		
協議会予算額	8,800	17,200	26,000	34,000	60,000	
負担金内訳	久留米市	5,300	700	6,000	30,200	36,200
	田主丸町	1,000	4,000	5,000	1,600	6,600
	北野町	900	4,100	5,000	1,000	6,000
	城島町	800	4,200	5,000	500	5,500
	三潴町	800	4,200	5,000	700	5,700

(注) 協議会予算額は、予算額から手数料及び諸収入相当の3千円を控除して表記している。